

(様式3) 情報提供用シート 遠野市

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月28日	<p>1 道路網等整備の充実について</p> <p>1 市内道路の災害に強い安心・安全対策について</p> <p>(1) 一般県道遠野住田線の下組町から六日町間の道路新設改良の早期完了を図ること。</p>	<p>道路網の整備は、物流・交流人口の拡大、地域間連携、救急救命、医療圏や観光圏の拡大、企業進出、雇用拡大など、当市のような中山間地域にとって、効果が多方面にわたることから地域の発展において、必要性・重要性の高いインフラである。</p> <p>東北横断自動車道釜石秋田線の全線開通、一般国道340号立丸峠工区の完工、三陸復興道路の全線開通による当市を取り巻く道路ネットワークの充実により、県内外各地へのアクセス性が向上し、釜石港を活用しながら国内外へ物流業務を展開する企業が当市へ拠点を移転したことをはじめ、新たな企業立地及び増設企業が増加するなどのストック効果が表れており、新たな雇用の創出や地域産業の振興が見込まれている。</p> <p>については、道路網の整備により地域で暮らす人々の安心・安全を確保するとともに、地域経済の拡大につながる次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 市内道路の災害に強い安心・安全対策について</p> <p>(1) 一般県道遠野住田線の下組町から六日町間の道路新設改良の早期完了を図ること。</p>	<p>一般県道遠野住田線の下組町から六日町間については、令和3年度に「下組町～六日町工区」として事業化し、令和4年度は詳細設計を進めました。今後とも、地域の御協力をいただきながら、整備推進に努めていきます。(A)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A:1</p>

7月28日	(2) 一般国道340号松崎町八幡交差点からかっぱロード間の拡幅改良を図ること。	(2) 一般国道340号松崎町八幡交差点からかっぱロード間の拡幅改良を図ること。	一般国道340号の松崎町八幡交差点からかっぱロード間については、早期の整備は難しい状況ですが、三陸沿岸道路の全線開通による交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に判断していきます。(C)	県南広域振興局	土木部	C : 1
7月28日	(3) 一般県道土淵達曾部線の「遠野馬の里」から「遠野ふるさと村」までの区間を、堆雪帯による路肩拡幅により、冬期間の安全確保を図ること。	(3) 一般県道土淵達曾部線の「遠野馬の里」から「遠野ふるさと村」までの区間を、堆雪帯による路肩拡幅により、冬期間の安全確保を図ること。	一般県道土淵達曾部線の「遠野馬の里」から「遠野ふるさと村」までの区間の路肩拡幅については、早期の事業化は難しい状況ですが、積雪量の状況や交通量の推移、公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	県南広域振興局	土木部	C : 1
7月28日	(4) 一般県道土淵達曾部線の附馬牛町馬越峠から宮守町白石地区「稲荷穴」間の拡幅改良を図ること。	(4) 一般県道土淵達曾部線の附馬牛町馬越峠から宮守町白石地区「稲荷穴」間の拡幅改良を図ること。	一般県道土淵達曾部線の附馬牛町馬越峠から宮守町白石地区「稲荷穴」間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)	県南広域振興局	土木部	C : 1

	白石地区「稲荷穴」間の拡幅改良を図ること。					
7月28日	2 国土調査事業費の確保について	<p>国土調査は、国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、併せて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することを目的として、昭和26年以来国土調査法に基づき実施されている。</p> <p>当市では、昭和51年度に宮守町の調査を完了しており、市全体の進捗率は87.8%となっている。特に、山林の境界を知る人材の高齢化の進行により、時間的な制約が迫っていること、及び山林への関心が希薄であり、管理不全のケースが増えていることから、近年は山間部を優先して調査を進めている。</p> <p>また、令和2年度に遠野産材の利用促進及び森林資源の有効活用を促進することを目的とした条例を策定しており、森林振興施策の一層の推進を図るためにも、境界の設定は重要となる。</p> <p>しかし、国土調査事業費に係る内示率の変動することから、調査事業の進捗管理が困難なため、その後の道路整備や森林整備等の円滑な実施に影響する可能性がある。</p>	<p>国土調査である地籍調査は、公共事業の工期短縮や用地取得に係るコストの縮減などの効果のほか、東日本大震災津波や近年頻発する豪雨災害等からの復旧に当たり、正確な境界復元が可能になるなど、その重要性が改めて認識されています。</p> <p>また、令和4年6月に国が策定した基本方針では、所有者不明土地の解消や抑制に不可欠である地籍調査を円滑かつ迅速に推進し、第7次国土調査事業十箇年計画（以下「十箇年計画」という。）の目標を達成するため、必要な改善措置を講じることとしています。</p> <p>このような中、県では、国の十箇年計画に基づき策定した県計画により、防災対策、森林施業・保全等の施策と連携した整備を確実に推進するとともに、市町村からの要望に応え得る予算の確保に向け、令和4年6月に国に対し要望を行ったところです。</p> <p>今後も、市町村及び岩手県国土調査推進協議会等の関係機関とも連携しながら、国に対して、必要な予算の確保と森林施業・保全等の施策のある市町</p>	県南広域振興局	農政部	B : 1

		<p>については、国土調査事業の円滑な実施に向け、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 国土調査事業費の確保について 国土調査未実施の境界を定めるのに必要な人証や物証が失われつつある中、早期に国土調査の確実な促進をする必要があることから、国土調査事業費の重点的な配分を行うこと。</p>	<p>村への重点配分について、引き続き要望していきます。(B)</p>			
7月28日	<p>3 生活交通の確保対策について</p> <p>1 生活交通を維持するための財政支援策の拡充について</p>	<p>人口減少、高齢化社会が進む中、中山間地域である当市では、通院・通勤・通学、さらには買い物等の日常生活に必要な交通の確保・維持は、喫緊の課題である。</p> <p>当市は、広域路線を持たないことなどから、国、県の財政支援を受けることができず、単独で交通事業者への運行経費補助や市営バスの運行、さらにはバス車両の更新をするなど、厳しい財政事情の中、市内における市民生活の足を確保している現状となっている。</p> <p>また、恒常的な乗務員不足や不採算性を理由とした路線バスの削減が県内各地で行われており、当市においても、単独の対策では現状を維持することが困難となってきた。</p> <p>については、市民生活の維持と均衡ある地域振興を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p>	<p>県では、平成30年度に「岩手県地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な地域公共交通体系の構築に取り組んでおり、市町村が地域の実情に応じ、デマンド交通等の新たな交通手段を導入する場合には、地域公共交通活性化推進事業費補助による支援を行っています。</p> <p>また、地域内公共交通に対する国庫補助である地域内フィーダー系統確保維持費補助について、補助要件の緩和や補助上限額の拡大等を国に要望しているところです。</p> <p>今後も引き続き、市町村が地域の実情に応じた地域内公共交通の維持・確保が図られるよう、必要な支援を行います。(B)</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B : 1</p>

		<p>1 生活交通を維持するための財政支援策の拡充について 地域事情を考慮した公共交通網を維持するため、新たな財政支援を講じること。</p>				
7月28日	<p>3 生活交通の確保対策について 2 乗務員の確保対策について</p>	<p>2 乗務員の確保対策について 交通事業者の乗務員不足が深刻化してきていることから、交通事業者と連携した人材の確保及び育成体制を講じること。 また、Society5.0 社会を見据え、自動運転車等の先進技術の導入による公共交通網の整備について、実現に向けて検討すること。</p>	<p>県では、「岩手県地域公共交通網形成計画」において「バス運転士の確保による路線の維持」を目標の一つに掲げ、岩手県バス協会に対する補助（運輸事業振興費補助）により、バス事業者が実施する運転士の確保や養成に対する支援を行っているところであり、今後も乗務員確保の取組等を支援していきます。（B） 自動運転については、令和4年4月27日に公布された道路交通法の一部を改正する法律により、運転手がいないう状態での自動運転（特定自動運転）に係る許可制度が創設され、国において、社会実装に向けた調査事業の実施や検討が進められているところであり、今後、地域公共交通における運転士不足の解消等に資する可能性があることから、県としても国等の動向を注視していきます。（B）</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 2
7月28日	4 国道340号立丸峠周辺の携帯電話不感エリアの解消について	平成30年11月に、遠野市と宮古市を結ぶ国道340号立丸峠工区がトンネル化され、令和3年3月には、宮古盛岡横断道路が地域高規格道路として全線開通し、盛岡市と宮古市間の移動時間が大幅に短縮されるなど、内陸と沿岸部とをつなぐ交通環境が大きく変化	<p>携帯電話の不感地域解消は重要な課題であり、これまでも国に対し、県として、整備及び維持管理の支援制度の拡充等について繰り返し要望しているほか、携帯電話事業者に対して、不感地域の解消を要請してきました。 国道340号立丸峠周辺のうち居住地</p>	県南広域振興局	経営企画部	B : 1

	<p>1 国道 340 号立丸峠周辺の携帯電話不感エリアの解消について</p>	<p>している。</p> <p>このような中、立丸峠は、一部区域において携帯電話の受信エリア拡大の予定がされているものの、トンネル区間を始め、長距離にわたって携帯電話の不感エリアとなっていることから、利用者の利便性向上のほか、災害発生時や交通事故等の緊急時における連絡手段の確保が困難な状況にあり、本市及び宮古市の共通の課題となっている。</p> <p>については、携帯電話不感エリアの早期解消に向け、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 国道 340 号立丸峠周辺の携帯電話不感エリアの解消について</p> <p>立丸トンネル全線の携帯電話不感エリアの解消を図るため、県による整備又は通信事業者による整備を働きかけること。</p>	<p>域については、一部の携帯電話事業者により令和 4 年 8 月末までにエリア化の計画が公表されているところです。また、非居住地域のうち、立丸第一トンネル及び第二トンネルについても一部の携帯電話事業者により令和 4 年度中にエリア化の計画が公表されていることから今後、当該箇所の不感地域解消が進む見込みです。</p> <p>残る一部の不感地域については、引き続き県から携帯電話事業者等へ携帯電話利用環境の整備を働きかけていきます。(B)</p>			
7 月 28 日	<p>5 地域と共生・調和した太陽光発電事業に向けた法整備について</p> <p>1 地域と共生・調和した太陽光発電</p>	<p>平成 24 年 7 月、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたことを契機に、我が国における再生可能エネルギーの導入が加速した。</p> <p>全国的に、急速に導入が進んだ大規模太陽光発電事業に起因した土砂流出や濁水の発生、住民による反対運動が起きるなど、多くの問題が発生し、市町村が問題の解決に向けて、対応しなければならない状況となっている。</p> <p>このような事態を受け、令和 4 年 4 月に、経済産業省、環境省、国土交通</p>	<p>近年、大規模な太陽光発電事業に伴う土砂の流出、景観への配慮、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が顕著化していることなどから、国では、令和 2 年 4 月以降、大規模な太陽光発電事業を環境影響評価法に基づくアセスメントの対象としたところです。</p> <p>本県でも、法の対象とならない規模の太陽光発電事業については、岩手県環境影響評価条例に基づくアセスメントの対象とし、本県の実情に合わせた</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1

	<p>事業に向けた法整備について</p>	<p>省及び農林水産省の4省により「再エネ発電設備の適正導入及び管理に関する検討会」が設置され、再生可能エネルギーによる様々な問題への対応策について議論されており、令和4年夏頃を目途に結論が示されることになっている。</p> <p>世界的な脱炭素化の流れの中で、太陽光発電事業の推進も必要であるが、過去に発生した問題を繰り返すことのないよう、太陽光発電事業が景観や自然環境などの資源、防災や生活環境の保全と両立できる再生可能エネルギーとして確立できるよう、必要な法整備を進めていくことが不可欠である。</p> <p>また、現在、市民の生活等に影響を及ぼしかねない太陽光発電事業と向き合っている市町村の意見を当該事業に反映できるよう、関係法令の整備が行われるべきである。</p> <p>については、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 地域と共生・調和した太陽光発電事業に向けた法整備について</p> <p>太陽光発電事業を地域と共生・調和したエネルギーとしていくため、景観、自然環境への影響等の項目について、市町村の意見を太陽光発電事業に反映可能となる法整備を講じるよう、県は国に働きかけること。</p>	<p>環境への配慮を求めているところです</p> <p>また、近年、急速に導入が拡大した太陽光発電について、事業実施に当たって地域の意見を確実に聞くよう義務付けることや、事業終了後に全ての太陽光発電設備を適正に処理し、リサイクルする仕組みを構築するなど、環境や景観等に配慮したきめ細かな制度改善を行うよう国に対し要望しています。(B)</p>			
7月28日	6 妊産婦への経済	令和3年4月から産後ケア事業が母子保健法に位置付けられ、産後ケアを	県ではこれまで、限られた医療資源のもとで、安心・安全な周産期医療を	県南広域振興局	保健福祉環境部	A : 1

<p>的支援の 拡充等につ いて</p> <p>1 全ての 妊産婦へ の通院費 助成につ いて</p>	<p>必要とする全ての母子を対象とした事業の実施が、市町村の努力義務とされた。また、第4次少子化社会対策大綱で産後ケア事業については、令和6年度末までに全国展開を目指すこととされた。</p> <p>これを受け、県内市町村では、国の産後ケア事業ガイドラインに基づき、子育て世代包括支援センター等と連携し、母子とその家族に対する一体的な支援を実施している。</p> <p>このような中、県ではハイリスク妊産婦の交通費等の負担軽減施策のほか、産後ケア事業利用促進のための施策を実施し、妊産婦やその家族が、地域で安心して妊娠・出産・子育てができるよう、新たな支援策を展開している。</p> <p>しかしながら、長引くコロナ禍の影響や物価の高騰などにより、市民生活は厳しさを増している状況から、妊産婦に対するさらなる支援の拡充に向け、次のとおり特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 全ての妊産婦への通院費助成について</p> <p>ハイリスク妊産婦アクセス支援事業により、ハイリスク妊産婦の交通費等の負担軽減が図られたところであるが、医療施設がない市町村から通院する全ての妊産婦に対しても、通院等に係る交通費等の負担軽減を図り、地域において安心して妊娠及</p>	<p>提供するため、県内4つの周産期医療圏を設定し、分娩リスクに応じた適切な医療提供体制の整備を進めてきたところです。</p> <p>周産期医療圏が広域であることに加え、産科医師の高齢化等により分娩を取り扱う医療機関が減少しており、妊産婦の通院に係る負担が大きな課題となっていることから、県としては特に負担が大きいハイリスク妊産婦の移動に係る負担を軽減するため、令和2年度から「ハイリスク妊産婦アクセス支援事業」を行っているところです。</p> <p>こうした中、分娩を取り扱う医療機関はさらに減少しており、ハイリスクであるか否かに関わらず、通院に係る負担は多くの妊産婦で増大していると考えられることから、ハイリスクではない妊産婦にも支援の対象を拡大することとして、当該事業の令和5年度当初予算案に盛り込んだところです。</p> <p>(A)</p>				
---	---	---	--	--	--	--

		び出産ができる周産期医療の提供体制を構築すること。				
7月28日	6 妊産婦への経済的支援の拡充等について 2 産後ケア事業利用促進事業費補助の継続実施等について	2 産後ケア事業利用促進事業費補助の継続実施等について 県が令和4年度から開始した「産後ケア事業利用促進事業費補助金」制度を一過性のものとせず、恒久的施策として取り組むとともに、給付型支援制度への移行を図ること。	産後ケア事業については、国のガイドラインに基づき、産後に心身の不調又は育児不安等がある者、その他特に支援が必要と認められる者を対象に実施しているものであり、「産後ケア事業利用促進事業費補助」については、利用者の経済的負担を軽減し、利用の促進を図るとともに、市町村における事業の拡大を図ることを目的に、令和4年度に開始したものです。 各市町村において、支援を要する妊産婦に対し必要なケアを提供する環境が整備できるよう、今年度の補助事業の活用状況や効果等を踏まえながら、今後の事業の継続及び実施方法等について、検討してまいります。(B)	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1
7月28日	7 地域医療情報ネットワークとの連携について 1 運営機関への指導・助言等について	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律において、地域包括ケアシステムの構築が求められている。厚生労働省の総合確保方針では、「関係者間での適時適切な情報共有」及び「ICTの活用」の重要性が示され、患者の医療・介護情報を共有・閲覧できる医療情報連携ネットワークが持つ役割は大きなものとなっている。 そのような中、岩手県は東北6県で唯一、県内全域で連携した医療情報ネットワークが構築されておらず、特定の医療圏で独自に構築している状況と	県では、医療資源の不足や地域偏在がある中で、質の高い医療を提供するために、これまで県全域を対象とした遠隔病理画像診断システムやテレビ会議システムを活用した小児周産期医療遠隔支援システムなど、岩手医科大学と地域中核病院間の連携に資するシステムや、県内の医療機関や市町村などが妊婦健診や診療情報を共有できる岩手県周産期医療情報ネットワークシステム「いーはと一ぶ」を整備し、運用してきたところです。 さらに、県では地域における医療介護情報連携システムの構築を支援して	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 2

		<p>なっている。岩手中部医療圏域においては、「岩手中部地域医療情報ネットワークシステムいわて中部ネット」が運用されており、気仙医療圏及び両磐医療圏のネットワークとも連携し、2次医療圏を超えた医療・介護の情報連携を図っている。</p> <p>しかし、近年の新型コロナウイルス感染症の影響により、施設訪問や住民説明の機会が減少する等、ネットワークへの参加施設数等が伸び悩んでおり、運営維持のため圏域4市町から財政支援を実施している。</p> <p>については、地域医療情報ネットワークを活用し、県全体での医療・介護の一体的なサービスの提供に向け、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 運営機関への指導・助言等について</p> <p>「岩手中部地域医療情報ネットワークシステムいわて中部ネット」の運営が安定するまでの間、県においても運営機関の状況把握及び指導・助言をするとともに、財政支援を行うこと。</p> <p>また、2次医療圏を超えた県内全域でのネットワーク連携を進めること。</p>	<p>おり、地域医療介護総合確保基金を活用して、その導入経費の補助を実施しています。</p> <p>岩手中部地域情報ネットワークの整備に当たっては、将来にわたって地域の関係機関が運営を継続できるシステムの整備に向け、運営計画の確認や必要な情報提供等を行ってきたところであり、その構築に係る経費として、地域医療介護総合確保基金を活用し、平成28年度から令和元年度の4年間に約577百万円を補助したところです。</p> <p>システムの維持管理費用や、機能の追加等を含まない更新に係る費用は、当該基金事業の対象外とされており、財政支援は難しいところですが、今後は、ネットワークの活用促進や効率的な運用が必要となることから、ネットワーク運用における情報提供等の側面的支援を継続するほか、利用者間の十分な協議に基づく適正な機能の拡充について、関係する地域のニーズや関係者による協議調整の状況を踏まえながら助言など適切な対応を行っていきます。(B)</p> <p>また、県内全域でのネットワーク連携については、開設者が異なる連携施設間における患者同意の取得方法など、統一的な運用ルールの整備が課題と考えています。県としては、国が骨太の方針2022で示した「全国医療情報プラットフォーム」に係る動向を注視しつつ、全県的な医療情報連携体制</p>			
--	--	--	--	--	--	--

			の在り方について、検討していく考えです。(B)			
7月28日	<p>8 農畜産業政策の充実について</p> <p>1 米価下落対策について</p>	<p>人口減少及び食生活の多様化により主食用米需要が毎年減少するなか、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化しており、外食産業をはじめ需要が大きく減少している。令和3年産米については、過去最大規模の作付転換を行ったにもかかわらず米価が大幅に下落し、生産者の生産意欲も大きく減少している。</p> <p>そのような中での今般の水田活用の直接支払交付金の見直しは、高齢化による担い手不足の中での広大な中山間地域での農地の維持管理に加え、土地改良も発生するなど、負担が大きいものとなっている。</p> <p>また、多年生牧草の交付単価の削減は、中国での飼料需要の拡大、ロシアによるウクライナ侵攻などの影響による輸入飼料の価格高騰と併せて畜産農家の経営にも影響を及ぼしており、廃業農家の増加、生産量の減少等が懸念される。</p> <p>については、持続可能な中山間地域の農畜産業振興を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 米価下落対策について 生産者が安心して生産できる価格となるよう、主食用米の市場隔離策の強化及びコロナ影響対策の</p>	<p>県では、これまで国に対し、国全体で主食用米の需給と価格安定が図られるよう、実効性のある推進体制の確立について要望しているところであり、令和4年6月にも、米の需給と価格の安定に資する実効的な過剰米への対策について要望しています。</p> <p>米の需給と価格の安定を図るためには、国全体での取り組みが重要であることから、今後とも国に対して必要な対策を求めています。(A)</p>	県南広域振興局	農政部	A : 1

		一環としての一時的な政府備蓄米の増加の検討について、国に対し強く働きかけること。				
7月28日	8 農畜産業政策の充実について 2 水田活用の直接支払交付金の見直しについて	2 水田活用の直接支払交付金の見直しについて 飼料の安定供給と地域循環型農業及び農地維持に重要な役割を果たしている多年生牧草の交付単価の削減と、数年おきの土地改良という大きな負担を生む交付対象水田の水張要件を撤回するよう、国に対し強く働きかけること。	県では、「水田活用の直接支払交付金」の見直しについて、農業経営や産地の維持など、生産者等から多くの懸念の声が寄せられていることから、地域農業に与える影響を丁寧に検証し、必要な対策を講じるとともに、飼料自給率向上の観点から、水田を有効に活用した多年生牧草等の生産への支援を拡充するよう、令和4年6月、国に対して要望しています。 また、交付対象水田に係る5年に一度の水張りについて、地域の実情を十分に踏まえた運用とするよう要望しているところであり、引き続き、国に対し必要な対策を講じるよう求めています。(B)	県南広域振興局	農政部	B : 1
7月28日	8 農畜産業政策の充実について 3 畜産農家への飼料の安定供給対策について	3 畜産農家への飼料の安定供給対策について 配合飼料価格の安定化に努めるとともに、飼料自給率の向上に向け、国産飼料の生産及び利用の拡大を図るよう、国に対し強く働きかけること。	県では、配合飼料価格の高騰が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度の基金が枯渇した場合や配合飼料価格が高まった場合等においても、畜産経営体の再生産が可能となる十分な補てん金が交付されるよう、令和4年6月、国に対して制度の拡充を要望しています。 また、県独自に、配合飼料購入費の価格上昇分への補助に要する経費を令和4年度補正予算で措置したところです。 国産飼料の生産及び利用拡大につい	県南広域振興局	農政部	A : 1

			ては、水田を有効に活用した多年生牧草等の生産への支援を拡充するよう、国に対して要望しているところであり、さらに、県でも、自給飼料基盤を積極的に活用した飼料確保に向け、水田を活用したホールクroppサイレージや、飼料用米、子実用とうもろこしの生産、飼料用とうもろこしの収穫後にライ麦を作付けする二毛作などの取組を推進していきます。(A)			
7月28日	9 ニホンジカの被害対策について 1 鳥獣被害防止総合対策交付金について	<p>当市の有害鳥獣による農作物等被害は、依然として深刻な状態が続いている。特にニホンジカによる被害は、農林業被害のみならず、車両接触事故も多発するなど、被害も多様化している。</p> <p>このような中、本市では、「防除」「駆除」「人材育成」の3つの観点から、独自事業として、電気牧柵の購入補助、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の有害捕獲への嵩上げ補助、猟銃及び装弾・ガンロッカーの購入補助を実施している。さらに、狩猟免許を持たない農家等を遠野市ニホンジカ捕獲応援隊に委嘱し、地域一丸で対策に取り組んでいる。</p> <p>しかしながら、当市のニホンジカの捕獲数は年々増加しているにも関わらず、それまで減少傾向が続いていた被害額が、平成30年に大幅に上昇し、以降は毎年増加する事態となっている。</p>	<p>県では、農作物被害を防止するため、市町村で策定している鳥獣被害防止計画を踏まえながら、国事業「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、有害捕獲や電気柵の設置、地域ぐるみの被害防止活動への支援を行っており、遠野市に対しては、令和4年度、ニホンジカ約2,500頭分の緊急捕獲に相当する交付金予算20,153千円を配分しています。</p> <p>なお、県では鳥獣被害防止総合対策交付金について、野生鳥獣の捕獲数の増加等に伴い費用負担が増大していることから、有害捕獲活動に係る十分な予算を早期に配分するとともに、有害捕獲活動の上限単価引上げ、及び、ニホンジカ等の幼獣捕獲に係る補助上限単価の成獣と同水準への引上げを行うよう、令和4年6月、国に対して要望しています。(B)</p>	県南広域振興局	農政部	B : 1

		<p>個体数の適正化が喫緊の課題であり、岩手県においては令和5年までの生息数の半減を目標に掲げていたが、昨年公表されたニホンジカ生息数の推計値は、環境省の推計値の2倍以上となる10.7万頭であり、これまで以上に駆除を強化することが必要になっている。</p> <p>については、ニホンジカの個体数の適正化に向けて、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 鳥獣被害防止総合対策交付金について</p> <p>緊急的捕獲活動と侵入防止柵の整備等の対策の拡充を図り、被害が多い地域、又は個体数の多い地域に対し、必要な予算を確保すること。</p>				
7月28日	<p>9 ニホンジカの被害対策について</p> <p>2 ニホンジカの個体数の適正化について</p>	<p>2 ニホンジカの個体数の適正化について</p> <p>市町村単体での解決が困難であり、オール岩手での抜本的な駆除対策を講じること。</p>	<p>県では、昨年度公表した推計値を踏まえ、令和4年3月に策定した「第6次シカ管理計画」において新たな捕獲目標値を設定し、その達成に向け、狩猟期間の延長や全県一斉での捕獲強化期間の設定による捕獲の促進、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施などの様々な取組を市町村や関係機関と連携して推進していきます。</p> <p>また、令和4年度は、新たに遠野市においてICTを活用した効果的な捕獲技術の実証に取り組んでいます。</p> <p>なお、適正な個体数管理と野生鳥獣による被害低減の取組に必要な財源措置の確保について、国に要望していま</p>	県南広域振興局	保健福祉環境部	B : 1

			す。(B)			
7月28日	9 ニホンジカの被害対策について 3 捕獲した個体処理について	3 捕獲した個体処理について 捕獲した個体処理のほとんどが埋却処分であり、狩猟者の大きな負担となっていることから、負担軽減に向けた効率的な処理方法を岩手県が主体となって検討すること。	有害捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業で捕獲した個体の処理について、狩猟者の大きな負担となっていることは承知しており、新たに捕獲個体の処理の効率化に係る施策の充実について国に要望したところです。 今後も市町村や関係機関と連携し、効率的な処理方法について検討していきます。(B) 国では、鳥獣被害防止総合対策交付金において、焼却処理施設及び減容化施設の整備に係る経費への定率(1/2)支援、焼却及び減容化処理を民間業者に委託する場合の経費に係る定額支援等のメニューを整備しているところです。(B)	県南広域振興局	保健福祉 環境部 農政部	B : 2
7月28日	10 林業・木材産業の活性化について 1 地場産材の地元利用促進について	森林は、木材生産はもとより、地球温暖化の抑制、土砂災害及び洪水防止による国土の保全、水源の涵養、その他多種多様な動植物の生息地としての機能を有するなど、極めて貴重な多面的機能を有している。 しかしながら、長期的な木材価格の低迷、林業従事者の減少等により林業及び木材産業は厳しい状況が続いており、森林の有する多面的機能の低下が懸念されている。 このような状況を踏まえ、面積の約8割を森林が占める当市では、令和3年3月に「ふるさとの森を育み木と暮らすまち条例」を制定し、森林の多面	県では、森林施業の集約化や高性能林業機械の導入支援等による原木の安定供給に向けた取組を進めてきたほか、加工能力が高く多くの木材製品を製造する製材・合板工場の整備の支援など、高品質な木材の供給体制整備を促進してきました。 引き続き、森林組合や木材加工事業体が必要とする原木の安定供給に向けて、国庫補助事業を活用し木材の供給体制の整備を支援していくほか、今般のウッドショックのような需給バランスの不均衡が生じた場合に備え、原木の生産段階、木材の加工段階、住宅建築等での木材の利用段階それぞれの需	県南広域振興局	林務部	B : 1

		<p>的機能とその森林から得られる資源の重要性を改めて認識し、森林がもたらす多くの恩恵を後世に継承し、当市の林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図るため、市、森林所有者、林業、木材及び建築関係事業者が相互に連携し、森林の有する多面的機能の維持及び遠野産材等の利用の促進に取り組んでいる。</p> <p>ついで、この条例に基づく森林整備事業等の推進のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 地場産材の地元利用促進について 「ウッドショック」、いわゆる外国産木材の輸入量減少に伴い、国産木材の価格が高騰している現状について、「林業への追い風」という報道もあるが、実態は林業だけではなく、末端ユーザーである建築主への価格転嫁や引渡しの遅れなど、様々な悪影響が出ており、県内の地方森林組合、製材所、工務店等が必要とする県産木材を適正価格で供給できるシステムを構築すること。</p>	<p>給情報を共有するなど、林業・木材産業に携わる関係者と連携を強化し、木材の安定供給に向けた体制の構築に努めていきます。(B)</p>			
7月28日	<p>1 1 高校教育の岩手モデルの実現について</p> <p>1 少人数学級の導</p>	<p>岩手県においては、令和3年5月に「新たな県立高校再編計画後期計画」が決定となり、今後、統合新設校の在り方の検討が本格化する状況にある。一方、国においては、高校へのコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)が導入され、「地域との連携」や</p>	<p>県教育委員会では、国の標準法に基づき学校の実情等を考慮し教職員を配置していますが、高等学校においては、現行法では1学級の収容定員を少なくすると教職員定数も減少してしまうことから、小規模校に係る教職員配置基準の見直しを含めた新たな教職員</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>中部教育事務所</p>	<p>B : 1</p>

	<p>入と教員定数の確保について</p>	<p>「学校の教育方針や目的を示す『スクールポリシー』の徹底」が求められている。</p> <p>当市では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「高校魅力化プロジェクト」として高校支援策と高校を核とした地域づくり・人づくりの取組を推進しているところであるが、今後、県立高校の学校運営に関しては、地元市町村と連携した取組がさらに求められることが想定される。</p> <p>については、「新たな県立高校再編計画後期計画」決定後においても、「岩手の高校教育を考える提言書」を踏まえた施策の展開を図るとともに、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 少人数学級の導入と教員定数の確保について</p> <p>生まれ育った地域や経済状況によって、教育環境に著しい格差が生じないよう教育の機会を確保するため、高校少人数学級の導入を実現し、教員定数削減の対象外とすること。</p>	<p>定数改善計画の早期策定を、国に対して要望しているところです。</p> <p>本県の高等学校は、総体的に定員割れの状況にある中で、小規模校を中心に生徒の多様な進路選択の実現を図るため、習熟度別クラスの編制や進路希望別コース編制等の方策を講じてきており、今後、教職員体制の一層の充実に向け、国への要望等も行いながら、引き続き検討していきます。(B)</p>			
7月28日	<p>1 1 高校教育の岩手モデルの実現について</p> <p>2 県外・学区外入</p>	<p>2 県外・学区外入学生の受入の充実に向けた基準緩和について</p> <p>交流・関係人口から将来の定着人口の拡大を図り、地域人材の育成やふるさと振興を図るため、募集定員を満たしていない高校においては、県外・学区外からの志願者の受入拡</p>	<p>県外からの志願者受入れは、令和2年度県立高等学校入学者選抜から、遠野高等学校及び遠野緑峰高等学校を含む5校で開始しました。その後実施校は徐々に増加し、令和5年度入学者選抜では9校が実施しています。募集にあたっては、県外からの入学者が、地</p>	<p>県南広域振興局</p>	<p>中部教育事務所</p>	<p>B : 1 C : 1</p>

	<p>学生の受入の充実に向けた基準緩和について</p>	<p>大につながるよう取扱基準を緩和するなど、柔軟性のある制度に見直すこと。</p>	<p>地域の将来を担う人材や県外から本県を応援する人材となるよう学校と地域の連携体制が整っていること、安心して高校生活を送ることができるよう居住環境を紹介できる体制が整っていること、県内生徒の学ぶ機会を妨げないと考えられることなどを条件としています。</p> <p>今後も、県外からの志願者受入れが魅力ある学校づくりに結びつくよう、各高等学校と連携しながら取り組んでいきます。(B)</p> <p>県立高校の学区制は、特定の高校への入学志願者の集中を避けること、及び高等学校教育の機会の均等を図ること等を目的としており、全日制普通科(一部の学系、コースを除く)を対象にして、現在8学区を設けています。</p> <p>学区のあり方については、外部の有識者も交えて設置(平成29年4月)した「県立高等学校における生徒の多様な受入れのあり方に関する検討会議」における議論の結果、提出された報告書(平成30年8月)の趣旨を踏まえ、当面現行制度を維持することとしており、新たな県立高等学校再編計画においても同様の取扱いとしています。</p> <p>また、報告書では、ほとんどの県立高校において、生徒の自由な学校選択の機会を保障するために設定している学区外許容率を大きく下回っている状況にあることから、現行の制度下でも</p>			
--	-----------------------------	--	---	--	--	--

			<p>生徒の自由な学校選択について保障されていると概ね評価されています。</p> <p>このような経緯や現状を踏まえ、学区制については、今後の社会情勢の変化や、全国の状況等も見極めながら、学区廃止による学校選択の機会拡大等の効果とともに、生徒の流出等による地域への影響等についても考慮し、慎重に検討する必要があると考えています。(C)</p>			
7月28日	<p>1 2 文化的資源を生かしたまちづくりの推進について</p> <p>1 文化的資源を生かしたまちづくりの推進について</p>	<p>当市の貴重な文化財であり観光資源の柱である国指定重要文化財「千葉家住宅」は、平成25年度に公有化し、国の支援を受けながら、10年を超える歳月と20億円程の経費が見込まれる整備事業を計画し、平成27年度からその価値を保存するとともに、文化財を活用した地域振興を図る取組を進めている。</p> <p>国庫補助事業である国指定文化財の保存修理事業や防災施設整備事業、公開活用整備事業に対する県の嵩上げ補助については、多くの都道府県において行政規模に応じた責務として行われているが、岩手県では平泉・橋野高炉・御所野遺跡の世界遺産に特化され、個人住宅関連の発掘調査費等を除き、平成16年度以降凍結されたままとなっている。</p> <p>文化財保護法では、文化財を総合的に活用した新たな魅力の創出と情報発信が重要であるとの方向性が示されて</p>	<p>「千葉家住宅」など地域の文化資源や特色を生かしたまちづくりの取組は、地域の活性化に資するとともに、交流、定住人口の拡大を図るためにも重要であると認識しています。</p> <p>県では、地域の特色やニーズを踏まえた施策推進のための「地域経営推進費」の中に、市町村間の連携による広域的な地域振興や観光振興等の取組を支援するための「広域連携事業」を定めており、その積極的な活用を促進しています。(B)</p> <p>県では、行財政構造改革の取組として、国庫補助事業における県の嵩上げ補助を原則廃止しており、文化財保護に関する国庫補助事業に対する県の嵩上げ補助については、世界遺産関連事業や災害復旧などの特殊事情がある場合に限定して行っています。(C)</p>	県南広域振興局	経営企画部 中部教育事務所	B : 1 C : 1

	<p>おり、地方自治体においても取組の強化が求められている。</p> <p>令和3年3月30日に岩手県教育委員会が策定した岩手県文化財保存活用大綱では、『多様な文化財を守り育て、地域の誇りとして次世代へ継承する「いわて」』を目指すべき将来像として掲げており、県・市町村が協力し、先人たちが残してきた多様な文化財を継承するとともに、その価値を広くまちづくりに生かす必要がある。</p> <p>については、文化的資源を生かした持続可能なまちづくりと魅力発信を推進するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 文化的資源を生かしたまちづくりの推進について</p> <p>当市では、遠野遺産認定制度を創設するなど、地域が誇る有形・無形の多様な文化的資源に光をあてながら、地域の活性化に取り組んでいる。</p> <p>こうした地域の文化的資源や特色を生かした持続可能なまちづくりを推進する核として、国指定重要文化財「千葉家住宅」修理・防災・公開活用事業への対応など、県事業の充実強化を図るとともに、国庫補助事業に対する県費嵩上げ補助金を復活すること。</p>				
--	--	--	--	--	--

7月28日	<p>1 3 新型コロナウイルス感染症対策に係る支援について</p> <p>1 地域経済回復に向けた財政支援等の拡充・継続について</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大により社会経済活動が縮小していることから、本市においても、観光業、宿泊業及び飲食業を中心に売上が減少しており、地域経済への影響が深刻化している。更に、コロナ禍等による原油価格及び物価の高騰が、多方面にわたり負の影響を与えている。</p> <p>感染状況については、ワクチン接種の進展により、昨年9月以降は一時落ち着きがみられたものの、本年1月以降は感染力が強い変異株のオミクロン株が流行し、当市においても、集団感染が複数発生するなど感染拡大がみられたことから、感染防止対策の継続は必要不可欠である。</p> <p>については、感染防止と社会経済活動の両立が図られ、地域経済の回復に向けた施策が着実に推進されるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。</p> <p>1 地域経済回復に向けた財政支援等の拡充・継続について</p> <p>市町村が地域の実情に合わせて柔軟に対策を展開できるよう、地方創生臨時交付金等の拡充・継続を国に働きかけること。</p> <p>また、過度な自粛ムードが緩和され、感染防止と社会経済活動の両立がより一層図られるよう、ワクチン・検査パッケージによるPCR検査等の無料化や各種GOTキャンペーン等、広域的な取組を拡充するよう国に働きかけること。</p>	<p>国においては、地方創生臨時交付金に関し、令和4年4月28日に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）として、県内市町村に約52億円の追加配分を行ったところ。</p> <p>県としては、令和4年6月16日に実施した「新型コロナウイルス感染症対策に関する提言・要望」において、国が実施する事業に係る地方負担はもとより、地域の実情に応じて行う地方単独事業についても、財政運営に支障が生じることのないよう、必要な額の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確保とともに、財政基盤の弱い自治体に対する重点的な配分及び令和5年度以降も取組が必要となることを見据えた柔軟な運用について、国に対して要望を行ったところ。</p> <p>今後においても市町村との連携を密にしながら、各市町村が地域の実情に応じた施策を講じられるよう、必要に応じて国に要望していきます。（B）</p> <p>全国知事会では、令和4年4月26日に、各都道府県の意見等を踏まえて「感染再拡大の抑制と社会経済活動の両立に向けた緊急提言」を取りまとめ、PCR検査等の無料化や観光支援策等の推進などについて国に要望を行ったところ。また、全国知事会では、令和4年7月12日の「新たな変異株の感染拡大防止に向けた緊急提言」においても、感染症対策と社会経</p>	県南広域振興局	経営企画部	A：1 B：1
-------	---	--	---	---------	-------	------------

			<p>濟活動の両立に向けた支援について要望しています。</p> <p>今後も、感染防止と社会経済活動の両立に向けた広域的な対策が講じられるよう、国に要望していきます。</p> <p>(A)</p>			
--	--	--	--	--	--	--